

令和8年度 秋田県<特定分野>実習指導者講習会 開催要項

- 1 目的：看護基礎教育における実習の意義及び実習指導者としての役割を理解し、効果的な指導ができるよう、必要な知識・技術を修得する。
- 2 実施主体：秋田県
- 3 開催日程：令和8年6月8日(月)～7月31日(金)のうち**53時間***の受講
*53時間中の「専門領域別実習の展開」は別表1の中から1科目(2時間分)
選択し受講となります(選択必修科目 2時間) 裏面の<別表1>参照
- 4 会場：秋田県立衛生看護学院 会議室または研修室(横手市前郷二番町10番2号)
- 5 受講対象：・保健師助産師看護師養成所における病院以外の実習施設の実習指導者の方、
または近い将来実習指導者になる予定の方
・かつ、次の1)～3)のいずれかに該当し、所属長からの推薦を受けた方
1)保健師養成所における公衆衛生看護学実習を行う病院以外の<別表2>に掲げる実習施設の保健師
2)助産師養成所における助産学実習を行う病院以外の<別表2>*に掲げる実習施設の助産師
3)看護師養成所における老年看護学実習、小児看護学実習、母性看護学実習
又は地域・在宅看護論実習を行う病院以外の<別表2>に掲げる実習施設の
保健師、助産師又は看護師
*裏面の<別表2>参照
・かつ、全科目・全時間受講可能な方
- 6 定員：10名(最少催行人数4名)
- 7 受講経費：1)受講料 無料
2)資料代 **4,500円**(開講時に納付書を配布します)
3)その他 教材費、交通費、食費等は受講者の負担となります。
- 8 申込方法：「受講申込書」と「選択科目 受講申請書」を下記まで郵送してください。
なお封筒には「<特定分野>講習会受講申込書在中」と記してください。
《申込期日》 令和8年5月7日(木) * 必着
※受講の可否は、所属長様宛に郵送でお知らせいたします。
- 9 修了証：秋田県知事名で修了証を交付します。
*修了要件：53時間の全時間出席を満了した方



◆ 本講習会は、厚生労働省の「特定分野における保健師助産師看護師実習指導者講習会実施要綱」に基づき開催します。なお、本講習会の修了者は、特定分野のいずれにおいても実習指導者となることができます。

【特定分野】	・保健師養成所における公衆衛生看護学分野 ・助産師養成所における助産学 ・看護師養成所における老年看護学・小児看護学・母性看護学及び地域・在宅看護論
--------	--

<別表1> 「実習指導の実際 I 専門領域別実習の展開」の選択必修科目

① 基礎看護学実習の展開	7月 7日(火) 9:40~11:40
② 地域・在宅看護論実習の展開	7月 8日(水) 13:30~15:30
③ 成人看護学実習の展開	7月 8日(水) 9:40~11:40
④ 老年看護学実習の展開	7月13日(月) 13:30~15:30
⑤ 母性看護学実習の展開	7月14日(火) 9:40~11:40
⑥ 小児看護学実習の展開	7月 7日(火) 13:30~15:30
⑦ 精神看護学実習の展開	7月21日(火) 9:40~11:40
⑧ 公衆衛生看護学実習の展開	7月13日(月) 9:40~11:40

*上記①~⑧の中から受講を希望する必修1科目を選択してください。
(希望にて他科目の聴講が可能です。後日、希望に関する意向を確認します。)
別紙「選択科目 受講申請書」に記載し、「受講申込書」と共に提出してください。

<別表2> 特定分野実習指導者講習会 受講対象該当実習施設一覧

◇ 保健師養成所の実習施設	◇ 助産師養成所の実習施設
(1) 市町村 (2) 保健所 (3) 地域包括支援センター (4) 精神保健福祉センター (5) 事業所 (6) 学校 (7) 社会福祉施設 (8) 上記(1)~(7)に類する施設	(1) 診療所 (2) 助産所 (3) 市町村保健センター (4) 保健所 (5) 母子保健センター (6) 上記(1)~(5)に類する施設 * 当面の間、助産師確保対策の一環として 小規模な病院の助産師の受講も認める
◇ 看護師養成所の実習施設	
(1) 診療所 (2) 訪問看護ステーション(病院附属を含む) (3) 介護老人保健施設(病院附属を含む) (4) 介護老人福祉施設(病院附属を含む) (5) 保健所 (6) 地域包括支援センター (7) 在宅介護支援センター (8) 社会福祉施設 (9) 療養通所介護事業所 (10) 上記(1)~(9)に類する施設	

<お問い合わせ・申込先> ☎ 013-0037 横手市前郷二番町10番2号 ☎ 0182(23)5015
秋田県立衛生看護学院教務部 管理・研修チーム